



「ながさきピース文化祭2025」  
 の応援事業として参画

令和7年11月3日、「全国生涯学習カラオケ大会2025 in 長崎」を開催しました。会場となった長崎市民会館・文化ホールには、全国各地の予選で選抜された50組の参加者が集まり、日々練習を重ねた歌声で熱戦が繰り広げられました。

本大会は、カラオケを生涯学習の課題として取り組む方々にとって練習成果を試す舞台になっており、日々の活動意欲の向上に繋がっています。また、年に1回、全国持ち回りで開催されている文化の祭典「国民文化祭(今回は『ながさきピース文化祭2025』)には、応援事業として継続的に参画しており、カラオケを通じた文化振興活動の役割を果たしています。

出場者の他、ゲストに長崎県出身の歌手、大地あきおさん(代表曲:長崎の雨がやむまで)とタナカハルナさん(代表曲:あかね雲)をお迎えし、華やかな歌声で大会を盛り上げていただきました。

歌唱審査は、音楽家の松田しょうじさんをはじめ、5名の審査員が担当。厳正な審査の結果、8名の受賞者が選ばれました。最も荣誉ある文部科学大臣賞を受賞したのは佐賀県から出場の小柳仁さん。表彰式の終了後には、もう1度最優秀の歌唱を披露いただき(歌唱曲:ここから/USAGI)、約5時間にわたる大会を締め括りました。



▲本大会プログラム



▲ゲスト歌手/大地あきおさん

▲ゲスト歌手/タナカハルナさん



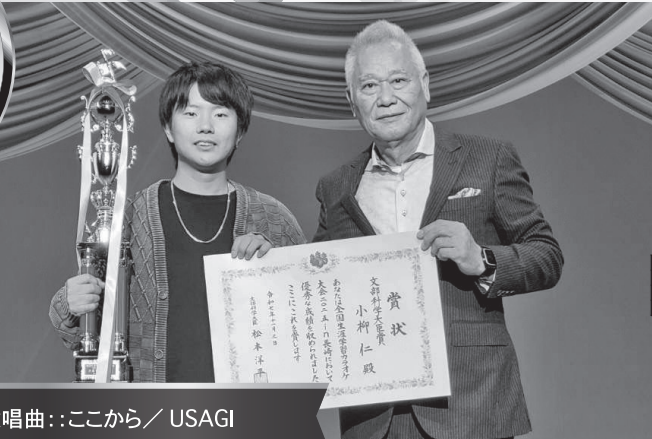
長崎市民会館 (長崎県長崎市魚の町5番1号)

長崎市民会館は、長崎開港400周年事業として、長崎市にて建設されました。文化ホール、中央公民館、市民体育館、男女共同参画推進センター及び地下駐車場の機能を有し、講演会、発表会、会議、スポーツ活動等に利用されている総合施設です。

# 「全国生涯学習カラオケ大会2025in長崎」 受賞者発表!



文部科学  
大臣賞



小柳 仁さん 歌唱曲: :ここから / USAGI

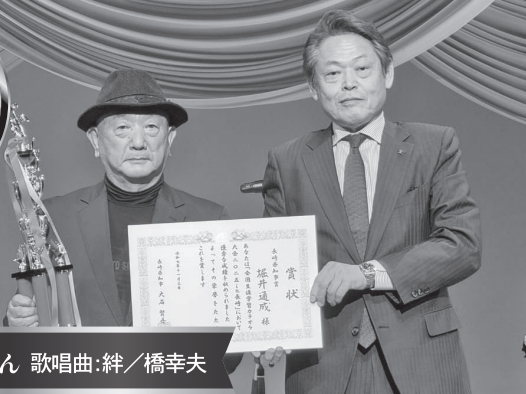


◀主催者挨拶に立つ  
梶 喜代三郎 理事長

司会進行を務めたのは  
長崎県で活動する  
タレントの菊野 紗史さん▶



長崎県  
知事賞



堀井 通成さん 歌唱曲: 絆 / 橋幸夫



長崎県  
教育委員会賞



渡辺 克己さん 歌唱曲: シングルバージョン / 松原健之



カラオケ  
使用者連盟  
理事長賞



宝亀 実和さん 歌唱曲: かもめのまち / ちあきなおみ



歌唱賞

藤崎 哲郎さん 歌唱曲: 百の言葉千の想い / みのや雅彦



敢闘賞

岡部 純太郎さん 歌唱曲: アイヤ子守歌 / 福田こうへい



熱演賞

草野 道心さん 歌唱曲: Mad World / ONE OK ROCK



努力賞

島川 逸雄さん 歌唱曲: あの鐘を鳴らすのはあなた / 和田アキ子



審査員 (5名)

大会名称: 全国生涯学習カラオケ大会2025in長崎  
 開催日: 2025年11月3日 (月・祝)  
 会 場: 長崎市民会館 文化ホール  
 主 催: 一般社団法人 カラオケ使用者連盟  
 審査員: 松田しろうじ (音楽家) ※審査委員長  
 (敬称略) 塚田 恵子 (NBCラジオ・パーソナリティー)  
 梶 喜代三郎 (一般社団法人カラオケ使用者連盟 代表理事)  
 大田 哲也 (一般社団法人カラオケ使用者連盟 常務理事)  
 中山 政幸 (一般社団法人カ全国カラオケ事業者協会 副会長)

**\*今年度は高知県で「全国生涯学習カラオケ大会2026 in高知」の開催を予定しています\***  
 開催日: 2026年10月31日 (土) 会場: 高知県立県民文化ホール・Green Hall

カラオケ利用団体協議会 (KUGC) の総会が開催されました

KUGCウェブサイト: <https://www.kugc.net/>



昨年7月24日(木)、カラオケ利用団体協議会の「令和7年度総会」が開催されました。  
 本総会では、一年間の活動報告や飲食店経営における問題点、意見等が交わされた他、後半には  
 JASRACライセンス事業本部 部長の奥西望様による音楽著作権に関する講座が行われました。  
 この協議会は、全国飲食業生活衛生同業組合連合会、全国社交飲食業生活衛生同業組合連合会、当連盟の3団体で  
 構成するもので、社交飲食店(バー、スナック、居酒屋など)の利用者代表として、店舗の経営改善、音楽著作権の適正利用、  
 健康増進に繋がる歌唱普及について、有益な情報提供を行っています。ウェブサイトには、店舗経営に役立つ情報を掲載  
 していますので是非参照ください。

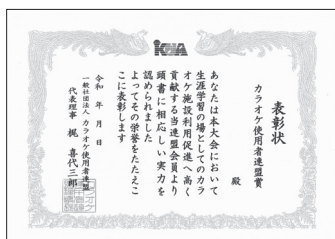


## カラオケイベントに後援・表彰記念品をご活用ください

当連盟は、会員が主催するイベントを後援しています。  
この取り組みは、活動趣旨でもある“生涯学習の場としてのカラオケ施設利用の促進”を図るもので、カラオケイベントの活性化を推進しています。  
後援申し込みの会員イベントには、後援名義の使用許可の他、「カラオケ使用者連盟賞」として表彰記念品を進呈します(1年度につき1回無償)。  
教室や店舗で開催する発表会、会館やホールで開催する大会など、イベント

規模は問いません。参加者の意欲向上に是非お役立てください。

尚、後援申し込みは、開催の2週間前までに「後援申請書」にて申請を行ってください。申請書はウェブサイトからダウンロードするか電話で事務局よりお取り寄せください。



表彰状 (A4サイズ)



表彰カップ  
(高さ26.5cm)

申請内容に基づき、それぞれ「イベントの名称」、  
「開催日」を記載・刻印します。

※無償進呈は、1年度につき1回までとします。

\*当連盟のウェブサイトには、会員が主催するイベントの開催告知や出場者募集、結果報告などの情報を自由に掲載いただけるページを設けています。イベント情報を掲載する場合は、トップページから「会員ページ」にログインの上、「投稿フォーム」より投稿ください。



<https://kua.or.jp>

検索

## 2025年度版 「音楽著作権の啓発チラシ」を作成しました

当連盟は、カラオケを利用する店舗等に対して、音楽の適正な利用を呼び掛ける「音楽著作権の啓発チラシ」を作成しています。  
本チラシの作成にあたっては、音楽著作権の認知拡大を目的に、チラシデザインの一般公募を実施しました。また、学校教育の場においては、授業等の課題として音楽著作権について考えるきっかけにさせていただきました。

投稿いただいた作品は498点。今回も想像力豊かな作品が多く寄せられました。その中から金賞、銀賞、銅賞が選ばれましたので発表します。

尚、金賞に選ばれた作品は、今年度版「音楽著作権の啓発チラシ」のデザインに採用しました。会員各位におかれましては、本チラシ(機関紙に同封)を施設内に掲示するなど、“音楽著作権の適法利用”の啓発にご活用ください。



中山 一平さん 52歳(大阪府)



北村 友莉さん 31歳(千葉県)



佐藤 優香さん 17歳(東京都)

※2025年版 音楽著作権の啓発チラシ

## check! JASRAC使用料のお支払について、今一度ご確認ください

会員各位がカラオケや歌唱指導などで使用する楽曲(作品)の権利は、著作権法によって保護されています。また、お支払いされている音楽著作物使用料は、JASRAC(一般社団法人日本音楽著作権協会)によって楽曲の権利者(作詞・作曲者など)へ分配され、“つくる人”と“つかう人”の「創造のサイクル」によって、新しい作品が生み出されています。

当連盟は、音楽著作物を利用する全ての利用者に、音楽の適法利用と音楽著作物使用料の未払い及び滞納防止を呼び掛けています。会員各位におかれましては、JASRACへの支払い日(口座振替日)をお確かめの上、支払いに遅れが生じないようお努めください。

尚、当連盟会員において使用料滞納が判明した場合は、該当会員へ直接連絡し、状況確認を行っています。まずは、引落し口座の残高を確認し、滞りが生じないようご注意ください。

当連盟は会員施設を取り巻く諸問題の解消を図る活動に取り組んでいます。

本年2026年4月から改定される「歌謡教室」の使用料改定にあたっては、事前に当連盟とJASRACとの間で協議を重ねて参りました。これは、昨年2月28日に新設された「音楽教室(楽器教室)」のJASRAC使用料規定と酷似する業態の「歌謡教室(当連盟会員が該当する業態)」の使用料に大きな隔たりがあったことで、不公平の是正を求めるものでした。協議を終え、最終的には当連盟事務局が求める内容が概ね受け入れられ、1月27日にJASRACより文化庁へ新料金規定が正式に届出されました。

今回の改定では、従前の「月額使用料」、「年間受講料額の算定額」に加え、新たに受講者数を基準とする「年額使用料」が加わります。使用料の算定方法に選択肢が増えることで、より教室規模や運営状況に見合った使用料額が適用されることになります。「歌謡教室」の新料金の詳細については、下記「新料金表」を参照ください(改定後の区分名称は「歌唱教室」となります)。

加盟会員(教室会員)の許諾契約手続きにあたっては、当連盟がJASRAC(一般社団法人日本音楽著作権協会)への契約申込を一括して行います。既に対象会員へは手続き書類(JASRAC契約申込書)をお送りしていますので、未だお手元に書類をお持ちでしたら、ご記入の上、返信をお願いします。

尚、「社交飲食店(スナック、バー、居酒屋など)」の利用区分に使用料改定はありません。ご不明な点等がございましたら、本部事務局までお問合せください。

## 歌唱教室 (カラオケ教室など)

カラオケ教室などの歌唱教室で受講者に歌唱を教授することを主たる事業として音楽を利用する場合、屯四唱教室用の契約申込書を提出しま90使用料は、以下の3つの算定方法から選択できます。

- ① 年間の受講料収入の2.5%
  - ② 受講者1名につき年額750円(中学生以下は100円)に受講者数を乗じた額
  - ③ レッスン1回あたりの平均受講者数によって算出される月額使用料(右表)
- なお、カラオケ設備のある飲食店等を講師が借り受ける場合や、貸しスタジオ、公民館等を利用する場合など、自己の施設以外の演奏場所に向いて歌唱教室を開催する場合(出張型)は、演奏場所毎ではなく、講師毎に使用料を適用します。

## 歌唱教室の使用料(消費税別)

- ① **年額** 受講料収入を基準とする年額使用料の場合  
年間の受講料収入の2.5%  
《計算例》受講料収入が1,500,000円の場合×2.5%=年額37,500円  
※年間受講料収入が1,944,000円を超える場合は、③の月額契約の方が割安
- ② **年額** 受講者数を基準とする年額使用料の場合  
受講者1名につき年額750円(中学生以下は100円)  
《計算例》高校生以上の生徒総数が10名の場合×750円=年額7,500円  
※生徒数が65名を超える教室は、③の月額契約の方が割安
- ③ **月額** レッスン1回あたりの平均受講者数による月額使用料の場合

レッスン1回あたりの平均受講者数	月額使用料
5名まで	4,500円
5名を超え10名まで	9,500円
10名を超え30名まで	18,000円
30名を超え50名まで	27,000円
以降50名を超えるごと	9,000円加算

## 年会費の引落し口座をご登録ください

当連盟の年会費は、原則として口座引落し(自動引き落とし)にて納入いただいています。年会費の引落し口座の登録がお済でない方は、登録手続きをお願いします。

3月初旬にお送りする年会費(継続会費)に関するご案内が「振込」の内容になっている場合は、口座が未登録の状態です。また、加入申込時にご記入いただいた「口座振替依頼書・自動払込利用申込書」に不備等があった場合には、不備内容を郵送でお知らせしていますので、今一度ご確認ください。

尚、口座登録にあたっては、金融機関に提出する専用用紙が必要です。本部事務局までお電話にてお取り寄せください。

## 「歌ってラッキーキャンペーン」当選者発表について

昨年末(2025年11月~12月末)に開催した「歌ってラッキーキャンペーン」は、大盛況の内に終了となりました。毎年開催している本キャンペーンは、恒例のカラオケ活性化イベントとして、今回も多くのお店に参加いただきました。

賞品の抽選結果については、2026年3月2日(月)に主催団体のウェブサイト(<https://www.karaoke.or.jp/>)にて当選者が発表されますので、是非ご確認ください。

尚、当選賞品は、当選者輩出店へ直送されます。賞品を受け取られた店舗は、当選者(お客様)へ贈呈くださいますようお願いいたします。

## キャンペーン終了後もカラオケチケットをご活用ください

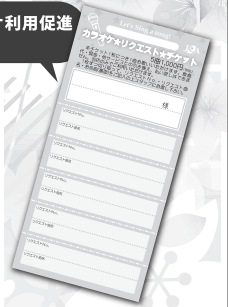


カラオケチケットでカラオケ利用促進 & 売り上げアップ!

「歌ってラッキーキャンペーン」の開催期間中は、全国のカラオケ設置店でカラオケ利用促進と売り上げアップを目的に実施されました。また、カラオケチケットを使うことで、お客様やお店の方にも、「カラオケで1曲歌う価値」を実感いただく機会になっています。

キャンペーンは終了しましたが、普段から「カラオケチケット」を使ってお客様に歌っていただき、カラオケはお店の「売り上ツール」になることを認識いただければ幸いです。

キャンペーン用として配布したカラオケチケットは、上部が抽選券としてご使用いただけるものになっています。店舗の独自イベントでの活用やチケットを販売するなど、引き続きカラオケチケットを1曲歌う価値づくりにお役立てください。



※チケットの追加購入を希望される際は、本部事務局までお問合せください。

## 本部事務局への連絡は、フリーダイヤルをご利用ください

経営者変更・移転・閉店などの本部事務局への連絡は、通話無料のフリーダイヤルでその都度お願いします。退会の際には引落の停止手続を行いますので、必ず当連盟会員(経営者)よりご連絡ください。

コール しょうコール 携帯電話からは  
**0120-56-4056** **03-3495-5695**

(業務時間は祝日、年末年始を除く、月曜から金曜の午前10時から午後6時まで)

## 送付物の宛先について

店舗会員への送付物は、申し出がない限り店舗・施設の本所在地を宛先としています。

個別の郵便受けが無い等、受け取りが困難で紛失の可能性がある場合には、自宅や法人事務所等へお送りします。その際は、送付先の変更を希望する旨、本部事務局までご連絡ください。

尚、教室会員については、自宅を宛先としています。